

6 分限及び懲戒について

(1) 処分事由別分限処分者数（令和4年度）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 （法第28条第1項第1号）	0人	0人	0人		0人
心身の故障の場合 （法第28条第1項第2号、第2項第1号）	0人	0人	134人		134人
職に必要な適格性を欠く場合 （法第28条第1項第3号）	0人	0人	0人		0人
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 （法第28条第1項第4号）	0人	0人	0人		0人
刑事事件に関し起訴された場合 （法第28条第2項第2号）	0人	0人	0人		0人
条例に定める事由による場合 （法第27条第2項）	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	134人	0人	134人

- (注) 1 対象職員は、一般職に属するすべての職員である。
 2 分限処分者数は、令和4年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。
 3 法とは、地方公務員法をいう。

(2) 処分事由別懲戒処分者数（令和4年度）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 （法第29条第1項第1号）	0人	0人	0人	1人	1人
職務上の義務違反又は怠慢 （法第29条第1項第2号）	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 （法第29条第1項第3号）	1人	0人	0人	0人	1人
合 計	1人	0人	0人	1人	2人

※その他、職務履行等の改善・向上を図るために行う指導上の措置として、訓告等8人

(3) その他（令和4年度）

法第28条第4項により失職した者	0人
------------------	----